



# 時事新報

第三千三百七十六號  
 明治廿五年六月廿三日 (丙辰)  
 本報創刊於明治元年六月廿九日  
 入部前年四月二十七日  
 山部前年六月二十五日  
 月部前年五月二十九日  
 入部前年四月二十九日  
 月部前年五月二十九日  
 入部前年四月二十九日  
 月部前年五月二十九日  
 (西曆一千八百九十二年)

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり  
 時事新報には専断詳細なる商況物價の報告あり

**時事新報定價**  
 時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價は右の如し  
 一、一月(一月十五日前)五元  
 一、三月(三月十五日前)十五元  
 一、半年(六月十五日前)三十元  
 一、一年(十二月十五日前)六十元  
 一、長期(一年以上)別議  
 一、購者(購者)別議  
 一、購者(購者)別議  
 一、購者(購者)別議  
 一、購者(購者)別議

**本社(寄稿)付**  
 東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報章を發送し各新聞社は之を受け紙面を撰登するより各社同一の記事を掲げざるに過ぎずは時事新報は社員並に通信員多きを以て斯類の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知りて通信社に之を報道すれば本社にも其報章は達する事多し其方多きが如し爲めに通信員を生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に之を發送せんとすべし

### 時事新報

**自家の信用を重んず可し**  
 民間の政治家が政府の不人望に乘じて當路者を苦しめんとするは政黨の拙なるものに非ず明治政府の官憲は立憲政黨の實施を豫期しながら專制時代の痼情を脱するに能はず自ら大自から構へて恰も人民を辱しめ天下の人心既之を厭惡するの折柄、政客輩が施政の過誤失策を攻撃し公衆に向て現政府の信す可らざるを喋々したらば遂には其地位を取て之に代はるの大願成就するともある可し攻撃の鋒に當る政府を迷惑の大次第なれども多年の不入望を醸したるは當局者の罪にして自家自得を如何とす可らず唯我輩が政客の爲めに謀りて恐るる所は其政府の信用を傷けんとを勉むると同時に自家の信用を失ひ却て自ら失敗する可きものありて一事なり近來政黨を稱する人々の舉動を視るに其信用の點に於て遺憾なるもの甚だ少なからず昨年の議會に於ても政府に對して極端の敵意を露しし政府提出の議案とあれども二もなく之を否決して殆んど議會の體裁を成さざりしより遂に無敵の不幸に至りし其願末は世人の驚愕する所なる可し當時世間の論者にして苟も政黨に關係なき人々は皆政黨議員が漫に政府を苦めんと欲するの熱に乗じ遂に國家の利害をも度外視して黨派の私の爲めに盡したるの事實を認め議會を解散したる政府の處置を當然なりと斷定せざる者なし即ち昨年の解散に由て幾分の信用を損したるものにして我輩の竊に該黨の爲めに惜む所なり今年第三回の議會は昨年比すれば稍々着實温和の分子多かりしが如くなれども其政府を敵視するの一點に至ては前後大差あるべし其政府を敵視するの一點に至ては前後大差あるべし其政府を敵視するの一點に至ては前後大差あるべし其政府を敵視するの一點に至ては前後大差あるべし

云ふ可らざるが如し尙ほ之より甚だしき議會の失態不都合は彼の漢野活の議案提出なる可し抑も斯くもてに淺ましき愚案が然かも數百名の賛成者を得て堂々たる帝國議會の議場に現はれ出でんとは實に驚しも謙想せざりし所ならん三百の代議員中には随分不文なる人も少なからずと我輩の兼て閉居たる所なれども此度の一事は如何にも言語に絶えたる案外にして我輩も今更に我代議員の學事に無學なるを驚くのみ或は該議案に賛成したる議員の中には眞實心にて之感服したるに非ざればも種々の事情に迫られて己むを得ず賛成となりたる者多しとの説あれども若し此説の如くならば是等の議員は國家の大問題に議するに當り區區たる私の情實の爲めに説を二三にするものにして其無節操の罪は不學の罪に比して遙に大なりと謂はざる可らず兎に角に衆院にて斯る議案を議するに至りしは自から世間に向て其不學無術を吹鳴するに異ならず尙ほ自らにても内外の學者社會に對して體面を維持せんと欲するが我輩は其心事の程を解するに苦しみ者なり若し今後に至り斯る失態を屢するももあらんには其信用は次第に消滅して遂に議會は全く民間に勢力なきものとなり政府と議會と相争ふと見ても熱心に議會の爲めに同感を表はす者なきに至らんも亦疑ある可らず凡そ人の弱點を擧げ其信用を傷けんと欲する者は須らく先づ自家の言行を慎んで人をして我言も所に信用を置かしむるの用意を肝要なれば、人に人をして我一身を顧みざるは彼者が盲目を見て笑ふに異ならず偶々以て世の嘲を招くに足る可きのみ今の政府を攻撃する者は宜しく愛に見る所ある可し

**官報**  
 ○通信省告示第四百四十六號  
 來七月十六日ヨリ播磨國明石郡垂水村西邊水ニ三等郵便局ヲ置キ舞子郵便局ト稱シ其事務ヲ取扱フ  
 明治二十五年六月二十二日  
 通信大臣 伯耆後藤 謹啓  
 ○通信省告示第四百四十七號  
 左ノ郵便局來七月十六日限リ相廢ス  
 明治二十五年六月二十二日  
 通信大臣 伯耆後藤 謹啓  
 ○金角江の船待ち (三)  
 土京若士但丁堡に於て、金角 江流 フランソワの姉嬢なる亞歷山得郵便局長ニコラスより三日待ちても返電來らず、是が不可思議の第一なりアレ程まで大に取直ぐ返事と申進らざるもの善惡共一言の返事せぬ等なし、せぬ等なきにせぬは不思議なり、無情なり、緩慢なり、借は七八圓の電報料を惜みての事か兎角金にかけては人は見掛けに寄らぬものと云へば山田氏は首を左右に打振リニコラスに限り左様の事ある可からず使は有働の一紳士なり電報を見て同じく非常の心配したるに相違なし夫れにして返電

の來ぬは……と云ひ掛けて又詫然たり余も何と言葉の云ひ出し様もなく共に慙に沈み折しも山田氏はハッとして手を拍ち今思へば電報を發せし翌日は亞歷山得より土京へ露船出帆の定期日なり察するにニコラスは電報を受取り直ぐ返事せんと思ひしが入りたる事情迎も電文にて云ふ……と雖も明日の便船にて添紙の郵書を出さんと決し返電を思ひ止まりたるには非るかど目に見る如き想像、想像にはあれど是は一理ありと余も賛成し然らば来る十二日當地に着すべき右の露船を待たんとて表には山田氏を慰め慰めしドロー浮世は三分五厘心配するだけ損毛じやと高かに言放ち柄に無き洒落を装へば心は早や山田氏の爲めに泣けり、已に込入りたる事情ありと見るからには荷物の運命十に八九危しと認めざる可からず折角氏は奮て萬里の蒼溟を越え日土貿易の先登たらんと試みたる甲斐も亦不圖し九行掛よりして奸徒の術中に陥り城外敷歩にして哀れ討死するの命運に遇せしは非ざるか  
 六日入港の露船に荷物無く九日まで待ちて返電來らず膝共説合の最中十日の早朝定期の埃及船は又亞歷山得より金角江に入入り船は水物、一便位荷物の後れるものもあまる可し多分此船にて着せしならんと存念一切れざりし心配の重荷に壓れてドレ端しき荷物の顔見れんと小聲して汽船會社に駈付け調べて見ればソナナ荷物はありませんと云ふ、念の爲め税關を叩けども見當らずと答ふ夜に入るまで待てと暮らせど一本の郵便も來らず失望又失望、心配の重荷は以前に増して重くなるのみ  
 萬里客と爲りて愛國の至情生じ天外相逢て同胞の信義を見る、斯る心緒の間にありながらも何となく日本人の體面と云ふふ氣に成り今までは一言も人に虧らずして只二人で苦勞を重ぬるのみなりしが日に駭服する苦勞の種は早や二人の袖のみにて隠されサツイ此話之余の側に在る土耳其官等に洩らして其智慧を借りぬ土耳其等は之を聞て切齒擧げ憤然としてモハヤツト救者の眞相を顯はせり、世に佛蘭西人は好む野郎なる者ばかりませぬ、彼奴荷物をチラツタ逃げ去たるに相違なし情を察、見よ、神罰は恐ろしいものぞア、山田君明日の便船に乗じて亞歷山得に贈込み早く使奴を捕へ給へ片時も猶豫し給ふな、イヤ、夫よりには合計外務大臣に告げて本義及政府へ遺書方を掛合ふに如かず早く、エ、異教徒今に眼に物見せ與れんと海に立つ、土耳其軍人が率直義に勇むま世に有難く覺え二人は思はず喜悅の情を催したり左ればとて未だ容易に其勤めに従ふ可からず然ら、案するに今日までの處、只荷物約束の船と次の便船にて着せず、返電も來らず書状も達せずと云ふに止ぐ其何故に此くの如くなるやに至ては全く捕索するに由なし想像のま、苦勞心配は限りなけれども譬へば暗中を身をもがくが如く方向を定む可き一線の光明も見ず、世に思ひも寄らぬ事有り勝ちのものなり山田氏埃及へ引返して後、荷物行違ひに到着せずと云はれず、外務大臣に申告して後、フランソワを解人たらざる事もあり左記かとした事分るまでには盡く所に非ずと示し合せ此處迄で三日後(二十日)に入港す可き露船を待ち漏れ進退を定むるもどになし讀者此に至て余輩の想像を告ぐるや如何に (以下次號)

○曹洞宗兩本山分斷の紛争(十九日の續) 曹洞宗の兩本山なる越前の永平寺と其由來頗る古く殊に山田氏の越前の實直と能山ひる事となりたるよ、既に前號の紙上に、方々を激揚せしめたるを、交に於て瀧谷孫宗師順番に當りて其職に、山一管長兼有案と稱、洞宗内に一の管長を、一貫首を併せしむ、行はんとしたるに在、同宗内に於ける三、も能山は越山より、併せんとするものに、して兩山の住職を併、の結果として兩本山、模倣にて三百六十年、勝利に歸せんとした、に終に今回の如く、れば止まるの決心、の有力者たる瀧谷孫、は越山より見れば、其實權を掌握し居、皆詳悉せざるは、同師に歸せし去、員となりて宗門内の、點に當りて西有種、が當時瀧谷師は何か、て受けず西有師も事、取計に依り官儀を、の貫首を命ぜられた、まり施て越山の方に、るに至りて其後明治、死去せしが爲め其撰、かば入りて永平寺の、昨上師と一箇年交番、昨二十四年三四月の、とき前記の如く、能兩山併断の事、が爲め全國曹洞宗の、し先づ其下協議を爲、會を開き充分多數、確實なるを見て瀧谷、管長を辭したり然る、長たる可きを以て直、の爲に非常の困難事、即ち右の一管長併、住職する總持寺の本、通過の勝算は充分に、味方の滅亡を見るは、情勢なり而して此、事務にて是非とも開、國寺院の總代及取、ち居り實に昨上師の、山の方にては初めは、るが爲に斯く不覺を

(續二金價定)

日三十二月六年五十二治明

(可認省信遞年五廿月三)

(面)